

2013年6月17日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第270号)

国家税務総局、 増値税一般納税者資格認定の申請を 企業に求める公告を發布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は、2013年5月31日付で『交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る増値税一般納税者資格認定に関連する事項についての公告』（国家税務総局公告2013年第28号、以下『28号公告』という）を公布しました。

財政部と国家税務総局は、2013年5月24日付で『交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る税収政策の全国展開に関する通達』（財税[2013]37号、以下『37号通達』という）を公布し、交通運輸業および一部の現代サービス業（以下「課税サービス」という）の税適用を「営業税から増値税へと変更する税制改革」（通称「營改増」、以下「増値税改革」という）の実施地域を全国に拡大することを正式発表しています。これを受けて、『28号公告』は増値税改革の全国展開により新たに増値税の「一般納税者」¹となる企業に対し、税務局でその資格認定を申請するように求めています。

□ サービスの年度売上500万元超で要申請

課税サービスの年度売上額が500万元以上の企業は、税務局に増値税一般納税者資格認定を申請しなければなりません（『37号通達』第5条、『28号公告』第2条）。新たに増値税改革が実施される地域ですでに増値税一般納税者資格を有する企業は、税務局から『税務事項通知書』が送付されるため、あらためて申請を行う必要はありません（『28号公告』第3条）。課税サービスの年度売上額500万元以下の企業も、「会計計算が健全で、正確な税務資料を提供することができる場合」（『37号通達』第4条）、資格認定を申請することができます（『28号公告』第4条）。

『28号公告』によれば、課税サービス年度売上額は以下の公式に基づき計算します（同第2条）。

¹ 増値税の納税者分類については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第269号の2ページ目【図表2】をご参照ください。

⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.269.pdf

課税サービス年度売上額＝連続 12 カ月を超えない課税サービス営業額の合計 ÷ (1+3%)

なお、売上額から一定の支出を控除できる「差額徴税」方式により営業税を納付してきた企業は、控除前の営業額に基づき年度売上額を計算しなければなりません(同上)。また、企業が増値税課税対象である物品の販売や労務(加工・修理・補修)の提供を兼業している場合、その売上額と課税サービスの売上額を分けて計算し、別々に一般納税者資格を適用するとしています(第8条)。

*

『28号公告』は、『37号通達』と同じく2013年8月1日より試行されます。一般納税者の具体的な資格認定方法は、各地の省級国家税務局が『増値税一般納税者資格認定管理弁法』(国家税務総局令第22号)と『28号公告』に基づいて制定するとしています(第5条)。

『28号公告』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および5ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家税務総局

公告 2013 年第 28 号

交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る 増値税一般納税者資格認定に関連する事項についての公告

『財政部・国家税務総局による交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る税收政策の全国展開に関する通達』(財税[2013]37号)、『増値税一般納税者資格認定管理弁法』(国家税務総局令第22号)に基づき、ここに営業税の増値税への徴収変更(以下「営改増」という)における試行納税者の増値税一般納税者資格認定に関連する事項について、以下のように公告する。

- 1、 「営改増」の試行範囲に組み込まれた交通運輸業および一部の現代サービス業の試行納税者は、本公告の規定に基づき増値税一般納税者資格認定手続を行わなければならない。
- 2、 本公告第3条が規定する状況を除き、「営改増」試行実施前(以下「試行実施前」という)に課税サービス年度売上額が500万円を満たしている試行納税者は、国税主管税務機関(以下「主管税務機関」という)に増値税一般納税者資格認定手続を申請しなければならない。

試行納税者の試行実施前の課税サービス年度売上額は、以下の公式に基づき換算する。

課税サービス年度売上額 = 連続12カ月を超えない課税サービス営業額の合計 ÷ (1+3%)

現行の営業税規定に基づき営業税を差額納税する試行納税者は、その課税サービス営業額を控除前の営業額に基づき計算する。

- 3、 試行実施前、すでに増値税一般納税者資格を取得し、かつ課税サービスを兼有する試行納税者は、あらためて認定を申請する必要はない。主管税務機関が『税務事項通知書』を作成、送達し、納税者に通知する。
- 4、 試行実施前の課税サービス年度売上額が500万円に満たない試行納税者は、主管税務機関に増値税一般納税者資格認定を申請できる。
- 5、 試行実施前、試行納税者の増値税一般納税者資格認定の具体的な方法は、試行地区の省、自治区、直轄市、計画単列市の国家税務局が国家税務総局令第22号および本公告に基づき制定し、合わせて国家税務総局に報告し、届出する。

- 6、 試行実施後、試行納税者は国家税務総局令第 22 号およびその関連規定に基づき、増値税一般納税者資格認定手続を行わなければならない。「営改増」の関連規定により、売上額を確定するときに差額控除することができる一般納税者は、その課税サービス年度売上額を控除前の営業額に基づき計算する。
- 7、 試行納税者が貨物の販売、加工・修理・補修の労務および課税サービスの提供を兼有している場合、課税貨物および労務売上額と課税サービス売上額を分けて計算し、それぞれ増値税一般納税者資格認定基準を適用する。
- 8、 試行納税者が増値税一般納税者資格を取得した後、増値税の脱税、輸出還付税の騙し取り、ならびに増値税控除証憑の偽造発行等の行為が発生した場合、主管税務機関はそれに対し 6 カ月を下回らない納税補導期間を実行して管理することができる。
- 9、 本公告は、2013 年 8 月 1 日より施行する。『国家税務総局による北京等 8 省市における営業税の増値税への徴収変更試行に係る増値税一般納税者資格認定に関連する事項についての公告』（国家税務総局公告 2012 年第 38 号）は同時に廃止する。

特にここに公告する。

国家税務総局
2013 年 5 月 31 日

転送：各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局、地方税務局

(中国語原文)

国家税务总局
公告 2013 年第 28 号
关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点
增值税一般纳税人资格认定有关事项的公告

根据《财政部 国家税务总局关于在全国开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点税收政策的通知》(财税〔2013〕37号)、《增值税一般纳税人资格认定管理办法》(国家税务总局令第22号),现就营业税改征增值税(以下简称营改增)试点纳税人增值税一般纳税人资格认定有关事项公告如下:

- 一、 纳入营改增试点范围的交通运输业和部分现代服务业试点纳税人,应按照本公告规定办理增值税一般纳税人资格认定。
- 二、 除本公告第三条规定的情形外,营改增试点实施前(以下简称试点实施前)应税服务年销售额满500万元的试点纳税人,应向国税主管税务机关(以下简称主管税务机关)申请办理增值税一般纳税人资格认定手续。

试点纳税人试点实施前的应税服务年销售额按以下公式换算: 应税服务年销售额=连续不超过12个月应税服务营业额合计÷(1+3%)

按照现行营业税规定差额征收营业税的试点纳税人,其应税服务营业额按未扣除之前的营业额计算。

- 三、 试点实施前已取得增值税一般纳税人资格并兼有应税服务的试点纳税人,不需要重新申请认定,由主管税务机关制作、送达《税务事项通知书》,告知纳税人。
- 四、 试点实施前应税服务年销售额不满500万元的试点纳税人,可以向主管税务机关申请增值税一般纳税人资格认定。
- 五、 试点实施前,试点纳税人增值税一般纳税人资格认定具体办法由试点地区省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局根据国家税务总局令第22号和本公告制定,并报国家税务总局备案。
- 六、 试点实施后,试点纳税人应按照国家税务总局令第22号及其相关规定,办理增值税一般纳税人资格认定。按营改增有关规定,在确定销售额时可以差额扣除的试点纳税人,其应税服务年销售额按未扣除之前的销售额计算。
- 七、 试点纳税人兼有销售货物、提供加工修理修配劳务以及应税服务的,应税货物及劳务销售额与应税

服务销售额分别计算，分别适用增值税一般纳税人资格认定标准。

八、 试点纳税人取得增值税一般纳税人资格后，发生增值税偷税、骗取出口退税和虚开增值税扣税凭证等行为的，主管税务机关可以对其实行不少于 6 个月的纳税辅导期管理。

九、 本公告自 2013 年 8 月 1 日起施行。《国家税务总局关于北京等 8 省市营业税改征增值税试点增值税一般纳税人资格认定有关事项的公告》（国家税务总局公告 2012 年第 38 号）同时废止。

特此公告。

国家税务总局
2013 年 5 月 31 日

分送：各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局。